

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第三百四十號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣氣高郡吉岡村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年八月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、昭和二十二年八月五日より
同 年八月十日まで

鳥取縣告示第三百四十一號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年八月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十二年八月五日
第千八百三十二號

火曜日

本報ノ大キサハ固定編結54列

本籍地 東伯郡南谷村大字大鳥居一、〇六〇ノ一
現住所及開業地 同倉吉町大字越殿町一、四〇八厚生病院

昭和二十二年七月三十一日第一、一九八號

鈴木 木 眞 壽 恵
昭和二十二年一月三日生

本籍地 東伯郡小鴨村大字中河原三九五

現住所及開業地 同倉吉町大字越殿町一、四〇八厚生病院

昭和二十二年七月三十一日第一、一九九號

樋口 美 智 子
大正十五年六月十五日生

本籍地 東伯郡灘手村大字谷三〇二ノ一

現住所及開業地 同

昭和二十二年七月三十一日第一、二〇〇號

門脇 繁 子
大正十三年四月一日生

本籍地 東伯郡宇野村一、六〇四
現住所及開業地 同

昭和二十二年七月三十一日第一、二〇一號

中 村 秋 野

明治四十年十二月十五日生

本籍地 八頭郡船瀬村大字船岡一、〇七一

現住所及開業地 同

昭和二十二年七月三十一日第一、二〇二號

梶 村 俊 子

明治二十七年六月十八日生

◇鳥取縣告示第三百四十二號

東伯、八頭地方事務所管内において縣稅檢査章を次のように返納並びに交付した。

昭和二十二年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分番號

交付 返納年月日

所屬 職名 氏名

縣稅 五五 昭和二十二年七月二十六日返納

倉吉町役場

書記 前田正常

彙 報

八頭郡若櫻町長に於いて行旅死亡人を次のように取扱つたから心當の向は直接若櫻町長あて照會せられたい。

昭和二十二年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住所、本籍、氏名不詳

死体 男、一人 推定年令五十五才位

人 相

身長五尺二寸位 容貌中肉 顔面長 髮丸刈 眉毛普通 眼大なる方

同 一三九 同 二十六日交付 同 書記補 丸岡節雄

同 一四〇 同 同 書記 濱田利春

同 六 同 四月十二日交付 智頭町役場同 草刈 實

同 七 同 同 同 大坪政夫

同 八 同 七月三十一日交付 大村役場同 西村敏敬

同 九 同 同 同 社村役場同 加賀義雄

同 一〇 同 同 同 用瀬町役場同 八 木修

右前頭部に右上眼窩に至る創痕あり右前胸側胸側胸部及右陽骨欄部に彈痕様の創痕あり

着 衣

サード脊廣 セル長ズボン 戰國帽 ズツク靴 白シマのワイシャツ 薄青のネクタイ 軍足

所 持 品

現金參拾壹圓貳拾九錢 革カバン ステツキ 風呂敷、手帳、筆入、洗面具、ペンチ 遺 書

私は滿洲の引揚の者です住所は縣内です小供はありますが薄情のため家出致しました身の始末に困り最後を致します七月二日

右住所、本籍、不詳の者昭和二十二年七月三日午後六時頃鳥取縣八頭郡若櫻町大字若櫻宮山にて縊死致したので醫師立會取調假埋葬致しました。